

鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる病院・診療所・訪問看護ステーション・助産所（以下、「医療機関等」という。）及び薬局が、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除くものとし、同表の第4欄に定めるところにより算定された額を限度とする。）に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、第1欄（1）に掲げる事業において1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（流用の禁止）

第4条 各補助事業の間においては、補助対象経費の流用をしてはならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、原則、概算額で行うものとし、令和3年2月26日までに行わなければならない。なお、別表第1欄（1）に掲げる事業に係る規則第5条第1項の申請書は、様式1「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業）の交付申請書」及び申請方法に応じ、様式2-1もしくは様式2-2によるものとする。また、同表第1欄（2）に掲げる事業に係る申請書は、「鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領」（令和2年7月21日第202000104753号鳥取県福祉保健部長通知。以下「支給要領」という。）で定める医療機関等に勤務する職員に対する慰労金給付申請書（様式第6号_医療分野）によるものとする。

2 別表第1欄（2）に掲げる事業に係る申請は、支給要領で定める医療機関等に勤務する職員に対する慰労金の申請をもって申請したものとみなす。

3 第1項の規定する交付申請書は、県または県が指定する者に提出するものとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日が属する月の翌月15日までに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、別表第1欄（1）に掲げる事業については様式3「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）交付決定・概算払通知書」、同表第1欄（2）に掲げる事業については様式第E号「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金交付決定・概算払通知書及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金支給決定通知書」によるものとする。

3 知事は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 各補助事業の補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(補助金の交付)

第8条 本補助金の交付方法は、原則、概算払とする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告は、次に掲げる様式によるものとする。

- (1) 別表第1欄(1)に掲げる事業に係る報告
様式4「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金実績報告書」によるものとする。
 - (2) 同表第1欄(2)に掲げる事業に係る報告
支給要領で定める医療機関等に勤務する職員に対する慰労金給付実績報告書(様式第7号_医療分野)
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)には、様式5「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金(医療分)に係る消費税控除仕入税額報告書」により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月末日までに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。)

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月5日から施行し、令和2年7月21日実施事業から適用する。
ただし、施行日前に第9条第1項による実績報告書を提出した医療機関等においては、なお従前の例による。

(別表)

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費等	4 基準額	5 補助率
<p>(1) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</p> <p>(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和2年6月25日付医政発0625第6号厚生労働省医政局長ほか通知の別紙。以下「国実施要綱」という。)の3(19)の事業をいう。)</p>	<p>(1) 病院 ※保険医療機関に限る。</p> <p>(2) 有床診療所(医科・歯科) ※保険医療機関に限る。</p> <p>(3) 無床診療所(医科・歯科) ※保険医療機関に限る。</p> <p>(4) 薬局 ※保険薬局に限る。</p> <p>(5) 訪問看護ステーション ※指定訪問看護事業者に限る。</p> <p>(6) 助産所</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対応した感染防止対策や診療体制確保等に要する以下の費用(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)注1</p> <p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>(1) 2,000,000円＋ 50,000円×病床数 注2</p> <p>(2) 2,000,000円</p> <p>(3) 1,000,000円</p> <p>(4) ～ (6) 700,000円</p>	<p>10分の10</p>
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業</p> <p>(国実施要綱の3(17)の事業をいう。)</p>	<p>「鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領」(令和2年7月21日第202000104753号鳥取県福祉保健部長通知)に基づき、対象職員に慰労金を支給した医療機関等</p>	<p>対象職員の口座に慰労金を振り込んだ際に係る振込手数料</p>	<p>知事が必要と認めた額</p>	<p>10分の10</p>

注1) 令和2年4月1日以降に発生した経費に限る。

注2) 原則として、令和2年4月1日時点の一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計とする。

様式1

令和 年 月 日

鳥取県知事 殿

所在地；
施設名称；
代表者名；

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業）の交付申請書

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業）に関する事業実施計画書

様式2-1 (「様式2-2」は、紙申請用であり、どちらか一方を提出)

オンライン請求システム・WEB受付申請システム・電子媒体(CD-R) 申請用

事業実施計画書_医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

申請日	(入力形式) 西暦4桁/月/日 半角、スラッシュ区切り (表示は、元号表示になります)	提出用ファイル 出力
-----	--	------------

施設概要

助産所コードを有さない助産所は「9999999999」を入力してください

医療機関等 コード (10桁)		施設名称	医療機関コード、10桁を入力すると、自動表示されます。		
管理者職名		管理者氏名			
連絡先	担当部署	担当者氏名	連絡先電話番号	連絡先メールアドレス	
所在地	郵便番号	都道府県	市区町村以降		
施設類型(プルダウンから選択)		許可病床数 [*] (病院のみ記載)	a_補助上限額 (基準額) (円)	0	

^{*} 原則として令和2年4月1日現在の医療法上の許可病床数

施設類型及び許可病床数に間違いがない	施設類型及び許可病床数に間違いがない場合は、左の欄で「はい」を選択して下さい。 ※間違いがあり本来の補助金額を超過して補助金が支払われた場合、超過分は返還対象となります。
--------------------	--

口座情報

国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない (助産所コードを有さない助産所は、「いいえ」を選択してください)	債権譲渡されていない場合は、「はい」を選択して下さい。債権譲渡されている場合は、国保連に登録されている口座への補助金の振込ができませんので、債権譲渡されていない口座の情報を提出していただく必要があります。
--	--

※なお、本事業実施のために新たに入手・共有された情報は本事業のみに用い、その他の目的で使用されることはありません。

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業との重複について

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金の申請をし ておらず、申請する予定もない	該当する場合は、「はい」を選択して下さい。 ※本事業と左記事業の補助は、重複して受けられませんので、 ご注意ください。
--	---

事業費用

【新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用】

対象期間 (令和2年4月1日から令和3年3月31日) に、支出が予定されている各科目の費用について概算額を、ご記載ください。
感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用についても、幅広く補助の対象となります。
※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください (実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となります)。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

科目		支出予定額 (円)	収入予定額 (円)
支出	賃金・報酬		
	謝金		
	会議費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	備品購入費		
	b_合計支出予定額 (総事業費)	0	
収入	c_上記支出に対する本補助金以外の寄付金・その他の収入		
d_合計支出予定額-収入予定額 (円) (b-c)			0
補助金交付申請額 (円) (aとdのいずれか少ない額) (1000円未満切捨)			0

上記、「賃金・報酬」に従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は含まれていない	従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は、本事業の対象外ですので、ご確認ください。
--	---

対象期間に支出が予定されている各科目の費用について、概算でご記載ください。
各医療機関等からの申請は1回限りですので、対象となる可能性のある費用について、
漏れのないようご注意ください。

【表面】 事業実施計画書_医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

施設概要

助産所コードを有さない助産所は「9999999999」を入力してください

申請日		医療機関等 コード (10桁)								施設名称		
管理者職名					管理者氏名							
連絡先	担当部署			担当者氏名			連絡先電話番号			連絡先メールアドレス		
所在地	郵便番号				都道府県名				市区町村以降			

施設類型について、該当するものに○してください。

※原則として令和2年4月1日現在の医療法上の許可病床数

施設類型	病院 (医科、歯科)	許可病床数 [※] (病院のみ記載)		補助上限額 (基準額) (円)		計算結果をご記載ください 2,000,000 + (50,000 × 病床数)
	有床診療所 (医科、歯科)				2,000,000	
	無床診療所 (医科、歯科)				1,000,000	
	薬局、訪問看護ステーション、助産所				700,000	

施設類型及び許可病床数に間違いがない

はい いいえ

施設類型及び許可病床数に間違いがない場合は、左の欄で「はい」を選択して下さい。
※間違いがあり本来の補助金額を超過して補助金が支払われた場合、超過分は返還対象となります。

口座情報

以下の質問について、「はい」もしくは「いいえ」どちらかに○してください。

国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない。
(助産所コードを有さない助産所は、「いいえ」を選択してください)

はい いいえ

債権譲渡されていない場合は、「はい」を選択して下さい。債権譲渡されている場合は、国保連に登録されている口座への補助金の振込ができませんので、債権譲渡されていない口座の情報を提出していただく必要があります。

「いいえ」 の場合 ↓ 「はい」 の場合 →	国保連合会による当該口座の債権譲渡の有無に関する確認結果が都道府県に共有されることに同意する	はい	いいえ	国保連が保有している情報を用いて債権譲渡の有無に関して確認を行います。補助金交付過程において、その確認結果を都道府県に共有する必要があります。 同意いただける場合は、「はい」を選択して下さい。
	国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	はい	いいえ	

債権譲渡されていない口座情報をご記載ください

金融機関名		金融機関 コード				支店名		支店コード			
預金種類					口座番号 (左詰め)						
(フリガナ)											
取引口座名											

裏面へ続く (必ず裏面も記載してください)

【裏面】 事業実施計画書_医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業との重複について

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の
 支援金について申請しておらず、申請する予定もない

はい いいえ

該当する場合は、「はい」を選択して下さい。
 ※本事業と左記事業の補助は、重複して受けられませんので、ご注意ください。

事業費用

【新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用】

対象期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日）に、支出が予定されている各対象科目の費用について概算額を、ご記載ください。
 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用についても、幅広く補助の対象となります。
 ※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算 額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

科目		支出予定額（円）	収入予定額（円）
支出	賃金・報酬		
	謝金		
	会議費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	備品購入費		
	b_合計支出予定額（総事業費）		
収入	c_上記支出に対する本補助金以外の寄付金・その他の収入		
d_合計支出予定額-収入予定額（円）（b-c）			
補助金交付申請額（円）（aとdのいずれか少ない額（1000円未満切捨））			

上記、「賃金・報酬」に従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は含まれていない

はい いいえ

従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は、本事業の対象外ですので、ご確認ください。

対象期間に支出が予定されている各科目の費用について、概算でご記載ください。

各医療機関等からの申請は1回限りですので、対象となる可能性のある費用について、漏れのないようご注意ください。

様式3（第5条関係）

第 年 月 号
日

（申請者住所）

様

鳥取県知事

印

年度鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）交付決定・概算払通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

事業名	算定基準額	交付決定額
医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	金 円	金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業等の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 補助金交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）交付要綱（令和2年7月21日付第202000105231号福祉保健部長通知）第3条第2項及び第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

6 概算払額等

（1）概算払額 金 円

（2）概算払いの時期 令和 年 月末日

（申請者住所）

様

鳥取県知事

印

年度鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金交付決定・概算払通知書
及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）（以下「本補助金」という。）及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金（以下、「本慰労金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金支給要領（令和2年7月21日付福祉保健部長通知。以下「要領」という。）第5条に基づき、下記のとおり交付・支給することに決定したので、規則第8条第1項及び要領第5条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定通知

(1) 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

(2) 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

事業名	算定基準額	交付決定額
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業（振込手数料分）	金 円	金 円

(3) 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業等の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

(4) 補助金交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）交付要綱（令和2年7月21日付第202000105231号福祉保健部長通知）第3条第2項及び第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

(5) 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

(6) 概算払額等

- ①概算払額 金 円
②概算払いの時期 令和 年 月末日

2 慰労金支給決定通知

本慰労金の支給決定総額 金 円

様式4（第7条関係）

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住所
申請者 氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績報告

補助金等の名称	鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）		
	算定基準額 (A)	交付決定額 (B)	差引 (B-A)
交付決定	円	円	円
実績	円	円	円
差引	円	円	円
添付書類	1 鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）支出内訳書（別紙） 2 支出を証する領収書等		

【法人情報】 ※ 消費税の取扱いについて、いずれかにチェックすること。	<input type="checkbox"/> 一般（本則）課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者
【担当者】	○所属・職名等 [] ○氏名 [] ○電話番号 []

(別紙)

鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）支出内訳書

<内訳>

経費区分	支出額	左のうち、 消費税額 ※1	内 訳 ※2
賃金・報酬	円	円	
謝金	円	円	
会議費	円	円	
旅費	円	円	
需用費	円	円	
役務費	円	円	
委託料	円	円	
使用料及び賃借料	円	円	
備品購入費	円	円	
合計	円	円	

※1 支出額に含まれる消費税の金額を記載すること。（端数は四捨五入とする。）
なお、支出額に消費税を含めない（税抜き額）とする場合は、0円と記載すること。

※2 内訳欄は、整備した設備等の品名等を詳細に記入すること。

様式5（第7条関係）

第 年 月 日

様

申請者名： 印

鳥取県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野）に係る消費税
控除仕入税額報告書

年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、鳥取
県新型コロナウイルス緊急包括支援補助金（医療分野（以下「交付要綱」という。）第7条第4
項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付要綱第7条の規定による補助金額の確定額
（令和 年 月 日付第 号による補助金交付決定額）
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）記載内容を確認できるための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、
特定収入の割合を確認できる資料）を添付してください。